

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十七年十月一日

目 次
公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

一
ページ

公 示
岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大垣都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 日時及び場所

大 垣 区 都 市 計 划	日 時	場 所
大 垣	平成二十七年十月二十八日 (水) 午後六時から	大垣市外花六丁目四五番地 ターミナル子育て総合支援センター
安神垂大 八戸井垣 町町市	関係市町	

二 公聴会において意見を聽こうとする都市計画の変更案（素案）の概要

別記一のとおり

三 都市計画の変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県建築部都市政策課において閲覧に供するほか、大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町企画調整課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十七年十月一日（木）から十月十五日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べよとする者は、平成二十七年十月十五日（木）までに十五 八五七 岐阜市薮田南一丁目一番一町 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記一の様式による公述申出書を一部提出する。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の変更案（素案）の範囲とする。

- 4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問合せ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇五八一七一一内線三七五五）、
大垣市都市計画部都市計画課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課又は安八町企画調整課

六 その他

- 公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。
公述人の陳述の要旨及びその対応方針は、県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

本都市計画区域は、昭和四十六年三月に区域区分の都市計画を決定し、以後六回の変更を行つた。

今回の変更は、既存市街化区域に隣接し、既に地区計画により開発済みの区域を市街化区域に編入するものである。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、市街化区域の編入は、既成市街地において行う。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入を行う。

地 区 名	面 積 (ha)	編 入 理 由
横曾根工業団地	五・〇	既成市街地・地区計画の決定

別記二

平成27年10月1日付けで岐阜県公報に登載された大垣都市計画区域区分の都
市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出書

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

一 会議及び場所				
都市計画区域	日 時	場 所	関 係 市	
各務原	平成「十七年十月」十九日 (木) 午後六時から	各務原市鵜沼朝日町「一」 三八四番地一 各務原市陵南福祉センター 集会室	各務原市	

二 公聴会において意見を聴取する都市計画の変更案（素案）の概要
別記一のとおり

三 都市計画の変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

- 1 閲覧場所
岐阜県建築部都市政策課において閲覧に供するほか、各務原市建設部都
市計画課において閲覧に供する。
- 2 閲覧期間
平成「十七年十月」一 日（木）から十月十四日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝
日を除く）の午前九時から午後五時まで
- 3 公述の申出方法
1 公聴会において意見を聴取する者、平成「十七年十月十五日（木）まで
止日 一月七日 岐阜市敷田南「一」番一町 岐阜県建築部都市政策
課へ提出の様式による公述申出書を一式提出する。なお、郵送による提出す
る場合は、郵便料金を負担する。
2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるもの、ファクシミリ及び電子メー

ルによる提出は認めない。

- 3 公述の内容は、都市計画の変更案（素案）の範囲である。

4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じにする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聽会における意見を述べる者を選定の上、公聽会前日までに本人に通知する。

五 公聽会に関する問合せ先

岐阜県都市建築部都市政策課（電話〇58-1171-1111 内線117H）又は各務原市建設部都市計画課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がなされた場合は、公聽会を開催しない。公聽会を開催しない場合に、その旨を県ホームページ上に掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は、県ホームページ上に掲載する。

別記一

一 区域区分の変更を必要とする理由

本都市計画区域は、昭和四十六年三月区域区分の都市計画を決定し、以後七回の変更を行った。

今回の変更は、既存市街化区域（工業専用地域）に隣接し、開発が確実に行われる見込みである区域を市街化区域に編入するもので、一体となった土地利用を図るものである。

併せて、区域区分のための土地の境界である道路・河川等の位置の変更による区域の変更（軽易な変更）を行った。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行った。

- 1 市街化区域の編入は、計画的な市街地整備が見込まれる新市街地において行う。
- 2 軽易な変更を行つ。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入を行う。

地 区 名 称	面 積 (ha)	編 入 理 由
鳴沼 三ヶ池町	三・一四	開発が確実に行われる見込みの区域

軽易な変更予定箇所は、県ホームページに掲載する。

四 区域区分に関する都市計画概略図（縮尺図）は、県ホームページに掲載する。

別記二

公述申出書

平成27年10月1日付けで岐阜県公報に登載された各務原都市計画区分の都市計画変更案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人
住 所

(ふりがな)
氏 名

TEL

印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙は、A4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十六条第一項の規定により、多治見都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月一日

岐阜県知事 古 田 肇

区都市計画域	日 時	場 所	関 係 市
多治見	平成二十七年十月二十七日 (火) 午後六時から	多治見市新町一丁目三番地 多治見市産業文化センター 三階大会議室	多治見市

一 日時及び場所

- 二 公聴会において意見を述べよつとする都市計画の変更案（素案）の概要
別記一のとおり
- 三 都市計画の変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県建築部都市政策課において閲覧に供するほか、多治見市都市計画部都市政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十七年十月一日（木）から十月十五日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べよつとする者は、平成二十七年十月十五日（木）までに〒五八五七一岐阜市敷田南二丁目一番一號岐阜県建築部都市政策課へ別記一の様式による公述申出書を一部提出する。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は、持参又は郵送によるものとし、ファクシミリ及び電子メー

ルによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の変更案（素案）の範囲とする。

4 公述人の数は、十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合は、公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。

五 公聴会に関する問合せ先
岐阜県建築部都市政策課（電話〇五八一七一一一一内線三七五五）又は多治見市都市計画部都市政策課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公

聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は、県ホームページに掲載する。

別記一

一 区域区分の変更をする理由

本都市計画区域は、平成八年十月に区域区分の都市計画を決定し、以後二回の変更を行つた。

今回の変更は、既存市街化区域に隣接し、既に地区計画により開発済みの区域を市街化区域に編入するものである。

併せて、区域区分のための土地の境界である道路・河川等の位置の変更に伴う区域の変更（軽易な変更）及び都市計画図上の不整合の修正等を行つ。

二 区域区分の変更の基本方針

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行つ。

- 1 市街化区域の編入は、既成市街地において行う。
- 2 軽易な変更及び都市計画図上の不整合の修正等を行つ。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入を行つ。

地 区 名	面 積 (ha)	編 入 理 由
山吹テクノパーク	一一・四	既成市街地・地区計画の決定

註釈は変更及び新市計画図上の不整合の修正箇所を、黒マークバーが上部
載り。四
区域区分図ある新市計画概略図(縦拡図)は、県ホーマーが上部載り。

別記二

公述申出書

平成27年10月1日付けで岐阜県公報に登載された多治見都市計画区域区分の
都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所 TEL
(ふりがな)
氏 名 印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙は、A4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。